高速道路工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第６号

本会社において実施した高速道路の改築工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成30年３月23日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
北陸自動車道	石川県能美市吉原釜屋町から 石川県能美市吉原釜屋町まで	改築工事	平成30年３月24日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第７号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．(3)に基づく社会実験として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年３月23日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

休憩施設等への一時退出に係る社会実験に関する割引

１．割引をする自動車

４．に定める指定インターチェンジから流出し、中日本高速道路株式会社が指定する休憩施設等で無線通信を行い、指定インターチェンジ流出後１時間以内に同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行するＥＴＣ2.0車。

２．割引を適用した後の料金の額

本割引を適用した後の料金の額は、１．に定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。

３．実施する期間

平成30年３月24日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで。

４．指定インターチェンジ

中部横断自動車道の白根インターチェンジ。

５．割引相互間の適用関係

本割引を適用した後の料金の額に、平成18年３月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する事業」のうち、別紙３料金の額及びその徴収期間１．(2)に定める割引を適用するものとする。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第８号

中日本高速道路株式会社が平成30年１月９日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年３月23日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

２．企画割引「2018山梨ドライブプラン」中、

⑴割引をする自動車に、

「⑦首都圏発着（観光施設提携型）河口湖周遊①

⑶ハに定める期間のうち１日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑧首都圏発着（観光施設提携型）河口湖周遊②

⑶ハに定める期間のうち１日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑨首都圏発着（観光施設提携型）河口湖周遊③

⑶ハに定める期間のうち１日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

⑵割引を適用した後の料金の額　下表に、

首都圏発着（観光施設提携型）河口湖周遊①	2,500円	3,100円
首都圏発着（観光施設提携型）河口湖周遊②	2,200円	2,700円
首都圏発着（観光施設提携型）河口湖周遊③	2,900円	3,600円

を、

⑶実施する期間に、

「ハ　平成30年４月４日から平成31年３月31日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。」を、

⑷適用区間①発着エリア　イ　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊①、中信・山梨周遊①に、

「河口湖周遊①」を、

⑷適用区間①発着エリア　ロ　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊②、中信・山梨周遊②に、

「河口湖周遊②」を、

⑷適用区間①発着エリア　ハ　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊③、中信・山梨周遊③に、

「河口湖周遊③」を、

⑷適用区間②周遊エリアに

「ハ　首都圏発着（観光施設提携型）河口湖周遊①②③

中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間及び中央自動車道西宮線の六月ジャンクションから一宮御坂インターチェンジまでの区間。」を、

３．企画割引「2018岐阜ドライブプラン」中、

⑴割引をする自動車に、

「⑤岐阜県周遊

⑶ロに定める期間のうち２日間以内に、⑷②ハに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑥北陸発着岐阜県周遊

⑶ロに定める期間のうち２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ニに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

「⑦東濃南信州周遊

⑶ハに定める期間のうち２日間以内に、⑷②ニに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、